

## 令和2年度 宮城県森林審議会第1回森林保全部会 議事録

日時 令和2年5月26日(火)

午後1時30分から午後3時00分まで

場所 自治会館203会議室

配付資料

資料1

「株式会社神戸物産が行う太陽光発電施設用地の造成(東松島市)」に係る林地開発について

### 1 開 会

事務局から開会を宣言し、出席者(構成委員5名中4名出席)が過半数出席により、宮城県森林審議会規程第8条第5項により有効に成立している旨報告。なお、丸尾委員については所用により欠席。

続いて、会議の公開・非公開について、宮城県情報公開条例第19条及び宮城県森林審議会規程第9条により原則公開であること、ただし、平成29年7月6日に開催された森林保全部会における申し合わせにより、委員が答申内容を検討する際は、非公開とする旨説明。

また、傍聴者は「傍聴要領」に従って、会議を傍聴するよう依頼。

さらに、委員及び事務局の紹介を行う。

### 2 あいさつ(川村部会長)

川村でございます。

本日は、本年度1回目となりますが、部会委員の皆様方にはお忙しいところ、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

宮城県森林審議会の意見聴取基準によりまして、10ヘクタールを超える林地開発許可に関する案件は、森林保全部会で審議することになっております。本日は、太陽光発電にかかるとる案件1件が諮問されておりますので、宜しく御審議願います。

### 3 議 事

司会：ありがとうございます。今後の予定についてご説明します。

本日は、太陽光発電所の建設を目的とする林地開発許可案件が1件ございます。

このあとすぐ、審議事項(1)の「株式会社神戸物産」に係る案件をご審議いただきます。

その後(2)「その他」を挟みまして、終了時刻は午後3時頃を予定しております。

それでは、ここから諮問案件の審議をお願いいたしますが、議長には規定により部会長が当

たることになっておりますので、部会長よろしく申し上げます。

川村部会長：それでは、審議に入ります。

はじめに、本日の議事録署名員を、佐藤委員と進藤委員にお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

(両委員了解)

ありがとうございます。それでは、諮問案件である(1)「株式会社神戸物産が行う太陽光発電施設用地の造成」について審議を始めます。

はじめに、事務局から審議事項の説明を求めます。

事務局：(資料に従い、申請内容及び審査状況について説明)

川村部会長：只今、事務局から申請内容及び審査状況につきまして説明がありました。委員の皆様から、何か御質問はございませんか。

佐藤委員：11ページ「その他特に配慮した事項」について、「事業区域内から発生する伐採・伐根等の廃棄物については、適正処理を行う。」との記載がありますが、これは場外搬出はせずに、場内のみで処理を行うということでしょうか。

申請者：場内で発生しました伐採材の処理につきましては、すべてリサイクル処理を計画しております。

方法についてですが、スギ、アカマツ等針葉樹林は直材を基本に採材し、曲がり材、細材は紙用パルプ材、バイオマスチップ燃料として再利用いたします。広葉樹につきましても紙用パルプ材として再利用する計画となっております。

佐藤委員：わかりました。もう一点質問いたします。

防災調整池について「オンサイト」「オフサイト」という説明がありました。「オンサイト調整池」は調整池の上にパネルを敷くという理解で間違いないでしょうか。

申請者：そのとおりです。

佐藤委員：その工法において、「セメントミルク」と「止水シート」という二種類を使い分ける計画となっているようですが、オンサイト調整池にはセメントミルクを使用するというのでしょうか。

申請者：今回計画しているオンサイト調整池は、かなり平たく浅いものとなります。そのため、山頂部分を切り、沢部分を盛るといった土工事が発生します。その中で盛土部分に関しましては、二次的に土を盛り、地盤を形成することとなりますので、底が抜けないうセメント改良を行い補強するという計画となっております。

佐藤委員：わかりました。

川村部会長：他にございませんか。

大山委員：9ページ「災害防止対策」の欄に植栽樹種として、コナラ、クヌギとの記載がありました。クヌギは宮城県植物誌では国内逸出種との記載があります。

植栽木はその地域の植生に合った樹種を選定していただきたいと思います。可能であるならば、裸地に植栽することになるかと思しますので、遷移途上に出現する地域の陽樹を混合していただけたらと思っております。

もう一つ質問があります。事業完了後について、11ページには20年後も継続して事業を行うとの記載がありますが、事業終了時に施設の撤去は確実に行われるのでしょうか。また、防災調整池の管理についてどのような取り決めとなっているのでしょうか。

申請者：事業計画書中に、植栽木として「その他広葉樹(コナラ、クヌギ)」と記載しておりますが、ご指摘ありましたように、地域の植生に合った樹種を選定を行っていきたいと考えております。

20年後の取り扱いに関しましては、20年後の情勢等にもよるかと思いますが、基本的には固定価格買取制度が終了した後も発電事業を継続したいと考えております。施設の撤去となった場合、総工費の5パーセントを撤去費用として毎年積み立てることとなっております。これは国の施策に基づくものですので、ご安心いただければと思います。

川村部会長：では私から何点か質問いたします。

事業計画について、1工区の土地利用計画は一般的な配置であり問題はないのですが、2工区は南東部に長細く伸びている形状となっており、最端部分にオンサイト調整池が設置されるという計画となっております。

2工区には長大な管理道を敷設する計画があり、それに付随して送電を行う為のケーブル等も同様に長大なものとなるはずですが、土地利用の効率性を考えますと2工区の形状に疑問が残るのですが、これは全体の用地取得であったり、地形の観点からこういった設計となったのでしょうか。

申請者：造成工事が完了しまして、運用開始後の話となりますが、進入路は土地利用計画平面図右下にあります、2号調整池に接続する管理通路からのみとなります。管理通路から2号調

整池を通過し、長い管理道を通過し1工区へと入るという形となります。最終的に進入口1つ、管理通路1本となるため、このような土地利用計画となりました。送電の設備は1工区に設置予定となっております。

川村部会長：関連して質問いたしますが、2工区から1工区をつなぐ管理通路は新たに開設するものではなく、東松島市の市道ということなのでしょうか。市道を改修するというのでしょうか。

申請者：新たに開設するものです。

管理通路とは別に事業区域南部より1工区に接続する細い道がありますが、これは当初ゴルフ場跡地の管理用道路だったものを造成工事の際に使用させていただきます。現状車でも走行可能な広さがあります。

しかし、この道は特別名勝松島の地域に含まれていますので、管理用道路としては利用することができないとのことでした。全体として、特別名勝松島の範囲を避けるように計画したため、事業区域が歪な形となってしまいました。

川村部会長：わかりました。続けて質問いたします。

11ページ「周辺地域への影響及び住民に対する配慮」の欄につきまして、「近隣住民へは説明会を開催し工事内容の周知を図る」との記載がありますが、説明会は既に行われているのでしょうか。実施されているのであれば、異論等なかったか教えてください。

申請者：当該地域には自治会が三つあります。第一回説明会は去年の2月に行い、第二回説明会は今年の2月に、すべての自治会を対象に行いました。説明会終了後に各自治会長より同意をいただいております。

川村部会長：わかりました。

12ページに資金計画書が添付されています。事業用地に関しまして、ほぼすべての土地を買収することですが、資金計画書には用地費が計上されておりません。用地は既に行買済であるために計上していないということなののでしょうか。

申請者：そのとおりです。

川村部会長：参考までに、用地費はどの位だったのでしょうか。

申請者：1億3千90万円程です。

買収した土地以外は東松島市所有の土地であり、東松島市より借地する予定です。

川村部会長：わかりました。他にございませんか。

進藤委員：11ページ「当該森林の水源かん養機能に直接依存する地域の水需給の状況」の欄に「防火用水等に関する利用の有無」の記載があります。No.1及びNo.3調整池の下流に防火用水ため池があるとのことですが、この場所に防災調整池を設置することによって、防火用水ため池に影響はないのでしょうか。

申請者：防災調整池下流にあるため池は、東松島市管理の「防災ため池」という位置付けとなっております。防火用水のため池であるため、田、畑に使用しているため池ではないということを確認しております。

防災調整池よりため池に排水が流入する形となりますが、新設する調整池からの放流量は、現在自然に流れている流量よりも少なく抑える設計となっておりますので、ため池に与える影響はありません。

川村部会長：他にございませんか。ないようですので、質疑を終了します。

ここで、当部会の答申内容を検討するのに当たり、委員の皆様からの意見を頂くこととなりますが、傍聴者・申請者の皆様は一旦退室をお願いします。

(傍聴者・申請者退室)

(傍聴者・申請者入室)

川村部会長：それでは委員の皆様にお諮りします。

「株式会社神戸物産が行う太陽光発電施設用地の造成」に係る林地開発許可申請につきましては、「許可することに特に問題はない」として答申してよろしいか伺います。

全委員：異議なし

川村部会長：異議がないようですので、そのように答申することに決定致しました。

以上で審議事項が終了いたしましたので、申請者の皆様にはこれで退出をお願いいたします。

(傍聴者・申請者退室)

川村部会長：次に(2)「その他」についてですが、何かございますか。

事務局：(資料2「令和元年度林地開発許可、協議一覧」に基づき説明)

川村部会長：他に質問等ございますか。

全委員：なし。

川村部会長：ないようですので、本日の森林保全部会の審議の全てを終了いたします。御協力ありがとうございました。

進行を事務局にお返しします。

司会：ありがとうございました。それでは、以上をもちまして、本日の一切を終了いたします。長時間にわたり、ありがとうございました。